

(別記)

(公表様式1)

## 熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

## 【保育所版】

## ◎ 評価機関

名 称	N P O 法人九州評価機構
所 在 地	熊本市北区四方寄町426-4
評価実施期間	H28年7月20日～H29年2月28日
評価調査者番号	① 0 6 - 0 1 4
	② 0 6 - 0 8 5
	③ 1 2 - 0 0 4

## 1 福祉サービス事業者情報

## (1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 杉の実保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 江橋 敬三	開設年月日： 昭和46年4月1日
設置主体： 社会福祉法人 翠杉会 経営主体： 理事長 杉林 譲	定員： 100名 (利用人数) 108名 (H28.10月現在)
所在地：〒866-0011 熊本県八代市井揚町字北新地2274	
連絡先電話番号： 0965-33-5503	F A X 番号： 0965-33-5503
ホームページアドレス	<a href="http://suginomi.jp">http://suginomi.jp</a>

## (2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
第二種社会福祉事業 (保育所) 開所7:00～18:30 (延長含)	入園式・保護者会・親睦ビーチボールバレー大会・園児健診・歯科検診・保育参観・夏祭り・運動会・地域のお祭り・人形劇鑑賞・ボランティア清掃・発表会・バス遠足・お餅つき・卒園旅行・ひな祭り・お別れ会・卒園式 など
居室概要	居室以外の施設設備の概要
0歳児室 36, 0m <sup>2</sup> 1歳児室 73, 5m <sup>2</sup> 2歳児室 49, 0m <sup>2</sup> 3歳児室 48, 0m <sup>2</sup> 4歳児室 48, 0m <sup>2</sup> 5歳児室 48, 0m <sup>2</sup> 多目的ホール 120, 0m <sup>2</sup>	給食室・調乳室・沐浴室・シャワー室 医務コーナー・事務室・倉庫

職員の配置

職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
園長	1		保育士	10	4
副園長	1		栄養士	1	
主任保育士	1		調理師	1	
保育士	8	4			
栄養士	1				
調理員	1				
合 計	13	4	合 計	12	4

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

## 2 理念・基本方針

### 保育理念

杉の実保育園は児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益を第一に考慮し、乳幼児の教育・保育を担い心身共に健全な児童を育成する保育を行う。  
又、保護者と連携を深め、子育てを楽しみ共感できるような保育を行う。

### 保育方針

- ・保育内容を充実し、子ども一人ひとりが健やかな生活ができる環境をつくる。
- ・職員の資質向上を図り、保護者が安心して子どもを預けられる保育園を目指す。
- ・地域の行事等へ積極的に参加して、地域貢献を図る。

## 3 施設・事業所の特徴的な取組

0歳児から5歳児まで、保育指針に基づき年齢に合った保育をし、特に3歳以上児は音体教育（音育・知育・体育）に力を入れている。

## 4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年7月20日（契約日） ～ 平成29年2月28日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回（平成 年度）

## 5 評価結果総評

### ◆特に評価の高い点

**施設長は、職員の働きやすい環境づくりを目指して指導力を発揮しており、組織の理念や保育方針の実現に向けて取り組まれています。**

施設長は経営の改善や業務の実効性の向上に向け、職員からの意見を聞き入れ、担任や職員配置等、働きやすい環境づくりを目指して指導力を発揮しており、組織の理念や保育方針の実現に向けて取り組まれています。自己評価からも職員配置や働きやすい環境づくりは職員にも浸透しており、組織内に経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、同様の意識を形成しています。「施設長はすべてにおいて一生懸命に努めている。」との意見もあり、今後の更に指導力を発揮されることに期待します。

**地域との関係が適切に確保されています。**

事業計画書の保育方針において「地域の行事等へ積極的に参加して、地域貢献を図る」と明示しており、地域との関わり方について基本的な考え方を文書化しています。春には町内花植え作業に参加し、松高ふれあい祭りでのマーチング、松崎神社まつりでの神輿奉納等積極的に地域との交流の機会を定期的に取り組んでいます。また、ボランティアの日には、地域の清掃活動を行うなど、園と地域との交流を広げるための取り組みを行っています。

### **安心・安全な保育の提供のための組織的な取組が行われています。**

事故発生時の対応と安全確保についてマニュアルを整備しており、全職員に回覧して周知しています。事故報告書、ヒヤリハット報告書を活用し、収集した事例を職員会議で要因分析、改善案、再発防止策を検討しています。救急救命講習会への職員の積極的参加を促し、安全確保・事故防止についての研修を行っています。また、各クラスの安全点検表の作成だけでなく、毎週月曜日に園内外の安全点検を行っており、事故予防や危険箇所の早期発見に取り組んでいます。また、感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されており、保育園危機管理マニュアル・衛生管理マニュアル・感染症対策ガイドライン等のマニュアルを作成して職員への周知を図っています。研修報告においても感染症予防について全職員で勉強会を行い定期的に感染症の予防や安全確保に関して学んでいます。感染症が流行している時には、保護者に知らせ予防を促すとともに、疑いのある場合は病院の受診をお願いして拡散しないように取り組んでいます。園内でもタオルの共有はせず、ペーパータオルを用いるなど衛生管理を徹底しています。

### **◆改善を求められる点**

#### **理念や基本方針の実現に向け、3～5年先を踏まえた中長期計画を別に作成する必要があります。**

具体的な中長期計画を作成し、その計画を踏まえて単年度の事業計画書を作成することが求められます。計画を作成する際、例えば、「保育士を計画的に採用して、安定的な質の高い人材の確保に努める」ではなく、具体的に「潜在保育士や職員に知り合いの保育士と一緒に働きたい保育士がいないか？等の声かけを行い、ハローワークや福祉人材センターに表れない人材を掘り起こす」や「質の高い人材となってもらうために職員と個人面談を行い、個々のスキルを把握し、人材に適した研修に行ってもらおう」等、達成目標が目に見える形で作成することで達成率もより高くなると思われれます。

#### **福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制の整備が求められます。**

ハローワーク等への求人や、実習生への声かけ等、必要な福祉人材の確保に向け取り組まれています。必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や福祉人材の確保と育成に関する方針は曖昧だと思われれます。中長期計画の項目でも記載しましたが、具体的な計画が実施されているとは言えません。一定の人事基準に基づいた、職員の専門性や遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価するまでには至っていないため、今後は「期待される職員像」を明確にして人事考課基準を策定して個人面談を行っていくことが求められます。

#### **秘匿性に配慮した苦情解決意見箱の設置が必要となります。**

保護者が相談や意見を述べやすいように、連絡帳や送迎時の会話の他、ホームページからの要望もできるようにしています。保護者会や役員会での要望、意見だけでなく、保護者参加の行事の時に気軽に相談できるような雰囲気づくりをしており、日頃の送迎時におけるコミュニケーションを大切にしています。相談をしやすい、意見を述べやすいように事務室内で話を聞くなどプライバシーにも配慮しています。今後は、苦情解決と同様に秘匿性に配慮して意見箱等の設置が期待されます。

## 6 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H29.5.11)

第三者評価を受審するにあたり、事前に説明会を設けその目的や意味、日程など親切に説明して頂き、職員一同理解することが出来ました事に感謝しています。評価をいただいた点については今後も変わらず継続し、また改善を求められる点については、これからの課題として捉えている事を第三者の視点で細やかにご指摘頂きたいへん有意義なものとなり、よい機会となりました。また保護者アンケート結果より見えてきた課題も出てきました。今回の受審結果を踏まえ、これからよりよい保育所となるよう職員とともに話し合いながら努力していきたいと思えます。

## 7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人		
	家族・保護者	53	
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

## 第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象Ⅰ 保育所の基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p>保育理念・保育方針・保育目標が事業計画書に記載されており、法人が実施する保育の目指す方向が示されています。年度初めの職員会議において、職員に周知しており、保育室への掲示やホームページへ掲載することで保護者等への周知も図っています。保育方針は、法人の理念の実現に向け、環境・職員・地域等への方針を示し、保育目標により、具体的な子どものビジョンを明示しています。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・Ⓑ・c
<p>社会福祉事業全体の動向については、保育協会等からの情報を把握するとともに八代市の統計情報から人口の推移を把握し、分析を行っています。利用者数の変動等に関しても、職員会議や理事会で報告しており、推移を共有しています。しかし、潜在的利用者や地域での特徴・変化等の経営環境や課題の把握・分析に関しては、具体的な取り組みを行っていく余地はあると思われます。保育のニーズを把握し、保育のコスト分析を定期的に行うことで、法人の理念実現に向かい、より具体的な取り組みが明確にされると思われます。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・Ⓑ・c
<p>定期的に理事会を行い、理事・監事等が経営状況や改善すべき課題について共有しています。財務状況等については、今後、ホームページで公表を予定しているとのことですが、課題に挙げられている職員体制や人材育成に関して具体的な改善・解決への取り組みとなっていないようです。保育内容については職員会議等で話し合いを行い職員が意見を出し合って改善できるよう取り組んでいます。</p>		

#### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
<p>事業計画書に中長期にわたる計画としてありますが、理念や基本方針の実現に向け、3~5年先を踏まえた中長期計画を別に作成する必要があります。評価対象中項目(I-1~A-3)</p>		

までの17項目)の現状の把握と将来的目標を明示することで、当園の把握された課題への改善に向けた方向が示されると考えられます。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ <b>⑥</b> ・c
保育理念・保育方針・保育目標を明記し、開所時間・保育内容・職員・定員とクラス編成・年間行事予定・その他の行事・安全管理・保健衛生管理・給食・地域との連携・中長期にわたる計画・職務分担表を記載した事業計画書を作成しています。前述したように、具体的な中長期計画を作成し、その計画を踏まえて単年度の事業計画書を作成することが求められます。計画を作成する際、例えば、「保育士を計画的に採用して、安定的な質の高い人材の確保に努める」ではなく、具体的に「潜在保育士や職員に知り合いの保育士と一緒に働きたい保育士がいないか?等の声かけを行い、ハローワークや福祉人材センターに表れない人材を掘り起こす」や「質の高い人材となってもらうために職員と個人面談を行い、個々のスキルを把握し、人材に適した研修に行ってもらおう」等、達成目標が目に見える形で作成することで達成率もより高くなると思われれます。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	<b>⑦</b> ・b・c
年度末の職員会議により本年度の事業計画の評価・見直しを行い、反省、改善して次年度の事業計画に反映しており、職員等の参画や意見の集約・反映のもと策定されています。職員全員が参画することで周知・理解がなされています。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	<b>⑧</b> ・b・c
年度末の職員会議において作成した翌年度事業計画を4月の入園式後の保護者総会に図り、最終的に決定しており、保護者等に周知しています。また、毎月の園便りに詳細に行事予定をお知らせするようにしています。		

#### I-4 保育の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ <b>⑨</b> ・c
保育計画を策定して、実施し、職員会議月1回以上、給食会議月1回の中で定期的に反省・見直しを行い、改善しており、組織的にPDCAサイクルに基づき保育の質の向上に関する取り組みを実施しています。今回、第三者評価は初受審であるため、今後、定期的に受審されていくことが求められます。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ <b>⑩</b> ・c
職員会議において全職員で評価・見直しを行い改善して実施しており、課題の共有化が図られています。今後は、今回の評価結果を分析して取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を策定していくことが期待されます。		

### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

#### Ⅱ-1 施設管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ <b>⑪</b> ・c

<p>施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取り組みを事業計画書により明確にしています。また、事業計画書の中に職務分担表を明記しており、自らの役割と責任について表明しています。平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設用の役割と責任についても、杉の実保育園自衛消防隊編成表を作成して表明しています。今後は、不在時の権限委任を明確にするなど追記されていくことが望まれます。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c
<p>施設長は法令関係の研修会等に参加し、遵守すべき法令等を理解しており、職員会議時に研修報告を行うことで職員にも共通理解を促しています。行政からの通知文書や法令改訂の際や防災、子どもたちの感染症に関する事項等、の情報はその都度、職員に回覧しています。</p>		
<p>II-1-(2) 施設管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・㉡・c
<p>施設長は職員の経験年数やスキルを把握し、研修に積極的に参加させており、保育の質の向上に向け取り組まれています。また、職員会議の際に研修報告をすることで全職員の保育の質の向上を図っています。職員自己評価において「日頃より、職員の意見を取り入れ相談をしやすいように取り組まれている。」等の記載があり、保育の質の向上に意欲をもち、指導力を発揮しています。今後は、研修計画の策定と年1回以上の職員との個人面談を行うことで更に指導力を発揮されていくことを期待します。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<p>施設長は経営の改善や業務の実効性の向上に向け、職員からの意見を聞き入れ、担任や職員配置等、働きやすい環境づくりを目指して指導力を発揮しており、組織の理念や保育方針の実現に向けて取り組まれています。自己評価からも職員配置や働きやすい環境づくりは職員にも浸透しており、組織内に経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、同様の意識を形成しています。「施設長はすべてにおいて一生懸命に努めている。」との意見もあり、今後の更に指導力を発揮されることに期待します。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㉡・c
<p>ハローワーク等への求人や、実習生への声かけ等、必要な福祉人材の確保に向け取り組まれています。必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や福祉人材の確保と育成に関する方針は曖昧だと思われます。中長期計画の項目でも記載しましたが、具体的な計画が実施されているとは言えません。今後の達成度が明確にわかる目標や計画を考慮されることを期待します。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉡・c
<p>法人の理念・保育方針に基づいた「期待される職員像等」を明確にはしていませんが、就業規則に則り、人事基準が明確に定められ、職員等にも周知されています。しかし、一定の人事基準に基づいた、職員の専門性や遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価するまでには至っていないため、今後は「期待される職員像」を明確にして人事考課基準を策定して個人面談を行っていくことが求められます。</p>		
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㉡・c
<p>職員に就業状況や意向の把握は、月末前に希望を聞き、職員間でそれぞれの有休・指定休</p>		



<p>等を把握してシフトを作成しており、働きやすく、休みも取りやすいとの声が多く聞かれました。保護者との親睦会にかかる費用負担や、園のジャージ支給、無料駐車場等、組織の魅力を高める取り組みや働きやすい職場づくりを目指しています。今後は「困ったことがあれば施設長や主任に相談する」ではなく、明確に相談窓口を設け組織的に取り組んでいくことが期待されます。総合的な福利厚生に関しては、例えば、「ソウエルクラブやふれあう共済に入りたい人は利用料半分施設で補助」、等を職員に周知して選択できる機会を得ていくことが求められます。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ <b>②</b> ・c
<p>質の高い保育の提供のため、職員に研修に行くことを積極的に促しています。Ⅱ-2-(1)-②でも記述しましたが、「期待される職員像」が明確になっておりません。職員の目標となるような「期待される職員像」の策定が求められます。組織の目標や方針を徹底し、個人面接を行い、職員一人ひとりの目標を目標項目・目標水準・目標期限を明確にして設定することが必要となります。人事考課制度の導入が期待されます。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ <b>②</b> ・c
<p>今後は前述したように「期待する職員像」を明確にする必要があります。研修には積極的に参加できるように取り組んでおりますので、園で研修履歴を記録し、目的を明確にして研修に参加するようにすることが求められます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ <b>②</b> ・c
<p>職員の希望を聞き、研修には年に4~5回参加しており、積極的に参加を促しています。今後は、園長会により配布される研修計画だけでなく、職員がどんな研修を受けているかを毎年追記していく個人研修記録をとり、園独自の研修計画を策定していく必要があります。また、そのための目標設定等が明確になるような人事考課制度の導入が期待されます。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ <b>②</b> ・c
<p>実習生の受け入れは積極的に行っており、オリエンテーションで実習内容を検討し、実習計画に基づいて実施しています。実習生受け入れマニュアルは現在作成を検討しています。また、事業計画書等にも実習生受け入れに関する基本姿勢等を明文化していくことが求められます。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	<b>①</b> ・b・c
<p>ホームページを開設して、苦情解決公表・法人現況報告書・財務諸表等を適切に公表しています。保育所における地域の福祉向上のための取り組みの実施状況や第三者評価を受審すること、苦情解決制度等の内容を公表しています。夏祭りポスターを地域に掲示して園の存在意義や役割を明確にするように努めています。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ <b>②</b> ・c
<p>保育所における事務、経理、取引等に関するルールは経理規定等で明確にされ、事業計画書においても職務分掌と権限・責任も明確にされています。内部経理監査を年2回行っており定期的に監査を行っています。今後は外部の専門家によるチェックと報告書が必要となります。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
事業計画書の保育方針において「地域の行事等へ積極的に参加して、地域貢献を図る」と明示しており、地域との関わり方について基本的な考え方を文書化しています。春には町内花植え作業に参加し、松高ふれあい祭りでのマーチング、松崎神社まつりでの神輿奉納等積極的に地域との交流の機会を定期的に取り組みんでいます。また、ボランティアの日には、地域の清掃活動を行うなど、園と地域との交流を広げるための取り組みを行っています。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉡・c
中学生の職場体験の受け入れを行っており、主任により面接や説明を行っています。ボランティア受け入れに関するマニュアル等が整備されておらず、また、基本姿勢が明文化されておりませんので、今後の策定や明文化が必要となります。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
校区の子どもを守る家になっており、八千把・松高駐在所連絡会議と連携しています。幼保小連携を定期的に図り連絡会を開催しています。また、保健センターとも個々のこどもの様子を相談するなど連携を密にとり、情報を職員間で共有しています。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	㉠・b・c
選挙の時の投票所として施設の機能を提供しています。前述したように子どもを守る家として登録しており、地域のまちづくりに貢献しています。園で夏祭りを開催する際にはご近所に声かけを行い地域住民との交流を図る取り組みをしています。熊本地震の際は駐車場や園庭を開放して避難場所として機能しており、地域のニーズに応じています。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉡・c
地域の福祉・子育てニーズに関しては、現在検討中とのことです。民生委員や町内会長などには、卒入园式や運動会の際に案内を出していますが、定期的な会議は開催されていないため、今後は、地域の福祉・子育てニーズを共有し、現在行っている里帰り出産の受け入れ等に加え、具体的な事業・活動の計画が期待されます。		

## 評価対象Ⅲ 適切な保育の実施

### Ⅲ-1 利用者本位の保育

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した保育提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㉡・c
理念や保育方針に子どもを尊重した保育の実施について明示しており、保育理念・保育方針・保育目標を各部屋に掲示して職員が理解し実践できるように取り組んでいます。職員会議等で、保育所保育指針総則に基づき子どもの人権に係わる情報などを共有していますが、今後は、子どもの尊重や基本的人権への配慮について組織としての研修や、定期的な状況の		

把握・評価を行い（チェックリストを用いるなど）必要な対応を図っていくことが求められます。また、子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等の策定も期待されます。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育提供が行われている。	a・ <b>㉔</b> ・c
子どものプライバシー保護や子どもの虐待防止等の権利擁護については「新保育所保育指針を読む」をもとに職員も理解が図られています。職員会議においてプライバシー保護に関することは取り上げて共通理解できるようにしています。今後は、各項目について、それぞれ独立した規程として整備することで職員の更なる理解が得られると思われま		
Ⅲ-1-(2) 保育サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	<b>㉕</b> ・b・c
ホームページを活用しており、理念や保育方針を掲載し、利用時間、一日の流れ、年間行事等を多くの人を知ることが出来るようにしています。見学、体験利用等の希望にも適宜対応しており、利用希望者には、園長・主任が園内を案内し同年齢のクラスで過ごしたり、担任予定者が話をする等して個別に丁寧な説明を実施しています。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a・ <b>㉔</b> ・c
保育サービスの内容についてはホームページに記載しており、入園児の保護者には「入園に際してのお願い」をプリント配布して説明を行っています。研修等で土曜日に半日保育をお願いする場合は前月のプリントやホームページで事前にお知らせするようにしています。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり保育サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・ <b>㉔</b> ・c
保育サービスの内容の変更にあたっては「保育における日常生活の状況」という書類を担当が作成し子どもの状況（食事・睡眠・排泄・着脱・言葉等）を記載して渡しており、利用者の選択により転園先やご家庭での保育に役立ててもらっています。保育サービスが終了した後も保護者等からの相談を受けています。今後は相談方法や担当者についての説明を行い、その内容を記載した文章を渡すことで利用者が気軽に相談できるようになると思われま		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ <b>㉔</b> ・c
〈コメント〉 保護者総会を年1回、役員会を年5回行っており、利用者満足を把握する目的で園長や職員が参加しています。保護者からの要望や意見とともに園からのお願いもするなど意見交換を行っており、把握した要望は職員会議において検討する等しています。今後は、役員会だけでなく、すべての利用者の満足度をあげるための利用者アンケート等を取り組むことで全世帯からの要望や意見を反映できると考えま		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ <b>㉔</b> ・c
苦情解決の体制が整備されており、ホームページにも掲載しています。また、「要望・苦情解決のためのお知らせ」を配布して体制や方法等を周知しています。苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者にフィードバックするとともに、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで公表しています。今後はお知らせを掲示板へ掲示したり、秘匿性に配慮した意見箱を設置する等、より申し出やすい仕組み作りの検討を期待しています。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a・ <b>㉔</b> ・c
保護者が相談や意見を述べやすいように、連絡帳や送迎時の会話の他、ホームページからの要望もできるようにしています。保護者会や役員会での要望、意見だけでなく、保護者参加		

<p>の行事の時に気軽に相談できるような雰囲気づくりをしており、日頃の送迎時におけるコミュニケーションを大切にしています。相談をしやすい、意見を述べやすいように事務室内で話を聞くなどプライバシーにも配慮しています。今後は、苦情解決と同様に秘匿性に配慮して意見箱等の設置が期待されます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊸・c
<p>相談や意見を受けた際は、随時、園長・主任への報告・連絡・相談が行われており、場合によっては職員会議で全職員に周知し共通理解を図っています。今後は意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルの整備が必要となります。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な保育の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊸・b・c
<p>事故発生時の対応と安全確保についてマニュアルを整備しており、全職員に回覧して周知しています。事故報告書、ヒヤリハット報告書を活用し、収集した事例を職員会議で要因分析、改善案、再発防止策を検討しています。救急救命講習会への職員の積極的参加を促し、安全確保・事故防止についての研修を行っています。また、各クラスの安全点検表の作成だけでなく、毎週月曜日に園内外の安全点検を行っており、事故予防や危険箇所の早期発見に取り組んでいます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊸・b・c
<p>感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されており、保育園危機管理マニュアル・衛生管理マニュアル・感染症対策ガイドライン等のマニュアルを作成して職員への周知を図っています。研修報告においても感染症予防について全職員で勉強会を行い定期的に感染症の予防や安全確保に関して学んでいます。感染症が流行している時には、保護者に知らせ予防を促すとともに疑いのある場合は病院の受診をお願いして拡散しないように取り組んでいます。園内でもタオルの共有はせず、ペーパータオルを用いるなど衛生管理を徹底しています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㊸・c
<p>毎月、避難訓練を行っており、防災ハンドブック・災害時の役割分担表を作成して職員にも周知しています。今後は備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備していくことが求められます。</p>		

### Ⅲ-2 保育サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する保育サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する保育サービスについて標準的な実施方法が文書化され保育サービスが提供されている。	㊸・b・c
<p>デイリープログラムにより標準的な実施方法が適切に文書化されており、子どもの尊重、プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢が見て取れます。デイリープログラムは各クラスに常備されており、配置される保育士が確認して保育を提供しています。標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを主任、園長が確認しています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㊸・b・c
<p>保育サービスの標準的な実施方法の検証・見直しについては、定期的に主任・園長により検証・見直しが行われています。個別的な保育サービス実施計画の内容は、職員や保護者等が</p>		

らの意見・提案にもとに、随時、必要に応じて反映しています。年度末の職員会議・クラス編成会議の際に、一年を振り返り、協議、見直しを行い次年度の保育に反映させています。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより保育サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な保育サービス実施計画を適切に策定している。	㉑・b・c
保育サービス実施計画策定については、各クラスにおいて、身体発育記録や児童台帳等をもとに作成されています。園で統一した様式に子どもの身体状況や保育の記録等を記入しており、適切なアセスメントが実施されています。必要に応じて、給食関係や保健センター等のアドバイスをもらい、様々な職種の関係職員が参画しています。また、実施状況等は職員会議でも話し合われており、職員間で情報共有と共通理解が図られるよう仕組みを構築しています。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に保育サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
保育サービス実施計画の見直しについては、年間計画は職員会議やクラス編成会議において一年を振り返り、評価・見直しを行っています。月間計画、週日案については主任保育士が評価・見直しを前月末・前週末に定期的に行っており、園長も把握しています。実施計画は各クラスに常設しており、変更があった場合も関係職員が周知できるようにしています。		
Ⅲ-2-(3) 保育サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する保育サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・㉑・c
子どもの身体状況や生活状況等を、組織が定めた保育日誌や身体発育記録、保育の記録等に記録しており、サービス実施計画にもとづくサービスが実施されていることが確認できます。職員会議や回覧により情報共有を図っており、部門を横断して取り組まれています。今後は、様式は定められておりますが、記入に際して、職員により差異がでないよう記録作成の留意点や手順を定めることが求められます。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・㉑・c
個人記録等はシュレッダーで処理しており、外部への漏洩や持ち出しが無いようにしています。今後は、個人情報保護規定等を明確にして、子どもの記録の保管、保存、破棄、情報の提供に関する規程を定めていくことが求められます。		

## 評価対象Ⅳ

### A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
	A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	㉑・b・c
理念に児童福祉法及び保育所保育指針に基づき保育を行うことを明記しており、保育課程もその趣旨をとらえて編成されています。理念、保育方針、目標に基づき、保育の5領域だけでなく食育・家庭・地域についても考慮し、編成されています。		
	A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉑・b・c
乳児保育室の床は畳で乳児が家庭的な温かい雰囲気と安全に配慮しています。日頃からの清掃はもとより、汚物処理に関しても個々にボックスを設け、感染症予防にも配慮しています。送迎時の視診や保護者との会話、連絡帳により心身の状態を把握し保健的な配慮をするとともに、個別の指導計画を作成して一人ひとりの状況に応じた記録をとり、評価し		

ています。		
	A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉑・b・c
子ども一人ひとりの心身の状態を把握し、個々の発達状況を踏まえて、基本的な生活習慣が身につけられるよう配慮しています。トイレはバリアフリーになっており、中の様子がわかるよう設計されており、座りやすい便器を設置する等、子どもが着脱や排泄、食事等に対して自分でしようとする気持ちを大切にしながら見守っています。基本的な生活習慣の確立だけでなく、子どもが安心して自発的に活動できるよう広いテラスにゴムチップ敷を敷いて裸足で遊べる環境を整えています。		
	A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉑・b・c
子ども一人ひとりの育ちに応じて、各クラスで年間計画を立て、基本的な生活習慣の定着がなされるようトイレ、手洗いの配置や設備内容に配慮しています。3歳以上からは、集団の中で興味関心のある活動を安全性に配慮しながら取り組んでいます。マーチング等、協同的な活動を取り入れることで、集団の中で個々の力を発揮しながら、友だちと協力してひとつのことをやり遂げられるよう計画的に進められています。		
	A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	㉑・b・c
就学前園児と校区の小学校との交流会を年2回行っており、子どもが小学校以降の生活について見通せるよう計画的に取り組んでいます。児童保育要録だけでなく、小学校教諭が園に見学に来て話す機会を得ており、連携が図られています。小学校での学習にスムーズに移行できるよう基本的な文字、数を用いて興味関心が持てるよう配慮しており、生活面においても、当番活動やグループ活動を行うなど、小学校生活に向けた準備を整えています。保護者に対しても小学校以降の子どもの生活について見通しが持てるよう活動への協力を依頼する等、配慮しています。保育所児童保育要録の作成にあたっては、保護者との日頃からの会話や連絡帳で得た信頼関係を基盤に施設長の責任のもと、関係職員が作成しています。		
	A-1-(1)-⑥ 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	a・㉑・c
職員会議等で、丁寧な行動、言葉遣いの徹底を促しています。現在、子どもの人権の尊重や心得やマナーに関するマニュアル作りに向けて話し合いを行っています。		
	A-1-(1)-⑦ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	㉑・b・c
入園に際しては子どもや保護者に不安を与えないよう、入園前に面接を行い、子どもの様子や発達状況、性格、趣味趣向等から生育歴や既往症を把握しています。入園当初の子どもの負担を緩和できるよう、慣らし保育を行い、保育園生活への移行がスムーズになるよう配慮しています。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	㉑・b・c
室内は木目調の明るい材質を使用しており、採光が十分に採られています。また、保育室に湿温度計を設置しており、換気、保温を保ち、環境保健に配慮しています。設備の管理や玩具・寝具等のアルコール消毒等を定期的に行っており、屋内外ともに清潔に保たれて		

<p>います。手洗い場・トイレも明るい材質と採光が採られ、子どもが利用しやすいよう配置されており、ペーパータオルを用いており、感染症等の予防にも取り組んでいます。園全体としても明るく給食時のピアノや家具や遊具の素材・配置等も工夫されており、安全・衛生・安心して活動ができるよう配慮しています。</p>		
	<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>基本的な生活習慣の確立については、自分でしようとする気持ちを大切にしている、排泄等においても一人ひとりのリズムに合わせて取り組んでいます。外出や外遊びから帰った際に手洗い・うがいが習慣づくよう働きかけを行い、感染症予防とともに身につくよう取り組まれています。また、設備も年齢に合わせた便器・手洗い場を設置することで自分でやろうとする気持ちを後押ししています。外遊びや運動遊び・体育遊びを取り入れ、子どもたちが自ら進んで体を動かすことができるよう取り組んでおり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむことができるよう環境を整えています。今の状態で(a)評価の状態にありますが、今後は、保護者等からの意見もありましたが、可能であれば固定遊具等の追加を含め検討する機会としていただければと思います。</p>		
	<p>A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a・㉒・c</p>
<p>室内外において自由に遊べる空間があり、十分に遊べる時間を設けています。発達段階や興味関心に即した玩具や遊具など用意されていますが、数量や種類において保護者や保育者からも増やして欲しいとの意見もありますので、今後の参考にいただければと思います。長時間保育の時間だけでなく、平時において異年齢の子ども同士と一緒に遊ぶ機会を得ており、子どもが友だちと協同して遊べるようにしています。2歳児より年齢に沿った当番活動に取り組んでおり、配膳やスリッパ並べなどに取り組むことで自立や責任感が育まれるようにしています。危険がない範囲で子どもたち同士で解決出来るように見守り、社会的ルールが身についていくよう配慮しています。</p>		
	<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>豊かな自然に囲まれて立地しており、散歩時には田畑で見られる四季折々の生き物や植物に接したり、ドングリ拾いを楽しむ等、自然と触れあう機会があります。社会見学で電車に乗るなど公共機関を利用する機会を得て社会体験に取り組んでおり、年長児と卒園児とのバス旅行も行うなど保育園外の方との交流も図っています。町内会の花植え作業やお祭りでのマーチング、子ども神輿への参加等、主体的に地域の人たちと交流出来る機会を設けており、人的・物的環境が整えられています。</p>		
	<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a・㉒・c</p>
<p>各部屋には年齢に適した本が整備されており、子どもたちが自由に絵本を選び、読めるよう配慮しています。絵本の読み聞かせや紙芝居などを積極的に取り入れ子どもたちが絵本に興味関心が沸くよう取り組まれています。個人別お道具箱にはクレヨンや粘土等様々な素材や用具を用意し、自分で考え選んで工夫して遊ぶことができるよう、また、自由な発想が育まれるようにしています。体育遊びで体を動かし表現をする機会や、マーチングにより楽器や音楽に対して興味や関心が持てるよう取り組まれています。今後は、外国語に触れる機会を得るということでなく、方言でも良いので、社会には様々な話し言葉があると子どもたちが知る機会を得られるよう工夫されることが期待されます。</p>		
	<p>A-1-(2)-⑥ 施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>施設内にトイレや各部屋の案内表示がされており、子ども・保護者だけでなく、選挙の投票場として使われる際の来所者にもわかりやすくなっています。職員の自己評価においてバリアフリー化されているという意見と、されてないという意見がありましたが、支援が</p>		

<p>必要な場合には人的支援体制を整えておりますので、あらゆる人や状況に対応できるよう配慮されています。また、送迎時の受け渡しがスムーズにできるよう職員間で話し合うなど、施設・設備が利用しやすいものとなるよう改善提案を組織的に実施していく体制を構築しています。</p>		
<p>A-1-(3) 職員の資質向上</p>		
	<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>a・<b>㉠</b>・c</p>
<p>年度末の職員会議において保育内容や個人記録について振り返り、反省点や改善点をあげる等、各クラスによる保育実践を振り返る機会を得ています。今後「自己評価ガイドライン」等を参考に具体的、定期的に行うよう検討中とのことです。</p>		

## A-2 子どもの生活と発達

		<p>第三者評価結果</p>
<p>A-2-(1) 生活と発達の連続性</p>		
	<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	<p><b>㉠</b>・b・c</p>
<p>子ども一人ひとりの家庭状況を把握し、身体的成長の差等から生じる違いを理解して保育を提供しています。指導計画においても、子どもの内面を理解し、適切なねらいと内容にしています。保護者とは送迎時や連絡帳でのやりとりを通じて、子どもへの共通理解を得るとともに、保健センター等とも連携を図り、対応や配慮に取り組まれています。</p>		
	<p>A-2-(1)-② 障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p><b>㉠</b>・b・c</p>
<p>支援が必要な子どもについては、療育支援センターや児童発達支援事業所などに週1回通所しており、保護者・関係機関・保育園と連携を図りながら支援しています。相談員の方から「支援の流れ」をいただき、支援利用計画に沿って保育を提供しています。障がい児保育の研修会に参加した職員が、職員会議において研修報告を行い、園全体で障がい児保育を学べる機会を得ています。</p>		
	<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a・<b>㉠</b>・c</p>
<p>朝のお集まり前や夕のご挨拶後は、異年齢で過ごしており、長時間にわたる保育に配慮して家庭的な雰囲気でも過ごせるよう努めています。登園時と降園時で職員が違う場合においても、その日の過ごし方や子どもの状況等を職員間で引き継ぎを行い正確に伝えています。</p>		
<p>A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場</p>		
	<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a・<b>㉠</b>・c</p>
<p>入園時に既往症や予防接種の状況について保護者からの情報を得て身体記録表等に記入しており、年2回の健康診断の結果や年1回の歯科検診の結果も追記しています。また、在園時の予防接種についても保護者に追記してもらっており、子ども一人ひとりの健康状態に関する情報を職員で共有しています。体調の優れない子どもについては、送迎時のやりとりや連絡帳を活用して把握しており、保護者と確認して食事内容や過ごし方等、柔軟に対応できるようにしています。今後は、月目標となる保健計画を作成することで組織的に、また、保護者とともに子どもの健康の保持、増進を進めて行くことを期待します。</p>		
	<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p><b>㉠</b>・b・c</p>
<p>「保育課程」や「指導計画」に食に関する豊かな経験ができるよう記載されており、行事でも様々な食物に触れる機会を得ています。給食の時間にはオルゴールなどのBGMやピアノの生演奏をして子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりをしています。子ども一人ひとりの喫食状況に応じて量を調節する工夫や嫌いな食べ物を少しずつ食べられるよう取り組まれています。食について関心を深めるための当番活動での配膳や、自園</p>		



<p>で野菜を栽培・収穫・みんなで食事をする経験を得られるよう取り組まれています。園での給食を写真撮影して玄関に掲示することで、保護者と子どもが食の話しをする機会のひとつとして提供しており、連絡帳等においても家庭での食生活について促す等取り組まれています。</p>		
	A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	㉠・b・c
<p>子どもの食べる量や好き嫌いを把握しており、給食日誌に残食記録を記入し、検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映させています。献立には季節の食材を活かし、行事食を取り入れたり、給食会議で子どもが好きな献立を工夫して子どもが興味を持てるよう取り組まれています。子ども一人ひとりの発育状況やその日の体調を考慮しており、0歳児においては保護者と話し合い、食材の大きさや形態・量を配慮するなど取り組まれています。</p>		
	A-2-(2)-④ 食育の取り組みを行っている。	㉠・b・c
<p>「保育課程」や「年間指導計画」に食育が位置づけられ、年間食育計画も策定して取り組まれています。地産地消を心掛け、季節に合わせ郷土料理を提供しています。子どもたちは番活動等に取り組んでおり、毎月の給食会議において自由献立に好きなメニューを取り入れることで食への関心、興味を持てるよう工夫しています。保護者参加の「もちつき」や祖父母との「芋掘り」等の行事を行っており、また、献立の写真を玄関に掲示することで、親子で食について関心を持てるよう工夫しています。</p>		
	A-2-(2)-⑤ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a・㉠・c
<p>健康診断（年2回）・歯科検診（年1回）が行われ、結果を保護者に伝え、家庭での保育に役立てています。診断結果は健康管理簿や身体発育記録に記録され、職員に周知しています。今後は、食育計画と同様に保健計画を策定して診断結果を反映させ保育が行われることが期待されます。</p>		
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
	A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	㉠・b・c
<p>アトピー性皮膚炎・食物アレルギー等の配慮が必要な子どもに関しては、主治医等からの指示書に基づき、除去食による対応をしています。他の園児との見た目に配慮し、食材や調理方法に工夫しながらも取り違えのないよう、食器を工夫するなど取り組まれています。また、除去食の材料等具体的例を玄関に掲示し保護者にも安心を与えています。子どもの成長に伴い、アレルギー体質に変化が見られる場合もあるため、半年に一回、定期的に受診してもらい柔軟に対応しています。アレルギーガイドラインやマニュアルを策定しており、常に手元において確認できるよう取り組んでいます。</p>		
	A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。	㉠・b・c
<p>衛生管理マニュアル・大量調理施設衛生管理マニュアルを策定し調理場・水周りなど衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されています。策定されたマニュアルを全職員で回覧して周知しており、組織的・継続的に取り組まれています。</p>		

### A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
	A-3-(1)-① 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている	a・㉠・c
<p>連絡帳や送迎時などの日頃からの会話を大切にして保護者との信頼関係を築き、日常的に情報交換を行っています。今後は、必要に応じて記録等を残す場合の基準を明確に設け、記録</p>		

<p>する内容について職員間で差異が生じないよう仕組みを構築していくことが期待されます。</p>		
	<p>A-3-(1)-② 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。</p>	<p>a・<b>⑥</b>・c</p>
<p>保護者との相互理解のために保育参観や各行事において機会を設け話すとともに、ビーチバレ大会やレクレーション会等で親睦を深め、気軽に相談できる環境を作り上げています。また、送迎時や日々の会話、連絡帳でのやりとり等を大切に保護者との共通理解を得られるよう取り組まれています。保護者アンケートにおいても満足度は高く理解を得られています。今後は更なる理解のために懇談会等の機会を設けることで保育の意図や保育についての理解が深まると考えられます。</p>		
	<p>A-3-(1)-③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a・<b>⑥</b>・c</p>
<p>登園時に視診を行い、子どもの心身の状態を観察するとともに、保護者との会話や連絡帳のやりとりにより、家庭の養育状態を把握しています。虐待に関する研修に限らず、研修報告を職員会議で行うことで全職員が理解を深められるよう取り組んでいます。今後は、保護者への周知を得るための具体的取り組みと虐待への対応マニュアルや発見時の流れ等を整備することが期待されます。</p>		

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準 (評価対象Ⅰ～Ⅲ)	16	29	0
内容評価基準 (評価対象A)	17	10	0
合 計	33	39	0